平成２５年（フ）第４１６０号
東京都品川区小山１丁目３―15―101
債務者　小田部雅明
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１６３号
東京都足立区古千谷本町１丁目６―20
債務者　野口　良一
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１６４号
東京都大田区西六郷２丁目50―７―604
債務者　大川　正美
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１号
横浜市都筑区茅ケ崎東５丁目13番１号　介護老人福祉施設都筑の里内、住民票上の住所横浜市都筑区南山田３丁目５番31号　サンヒルズ南山田Ａ101
債務者　南波　憲次
成年後見人　社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０３号
横浜市西区南浅間町20番地９　コスモ西横浜グランシティ502号
債務者　三橋　了輔
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区２棟503号
債務者　橋本　山彦
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０５１号
東京都北区十条仲原４丁目15―13―301
債務者　上原美智子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６９号
東京都大田区西糀谷２丁目23―２―107
債務者　伊藤　英子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１１２号
神奈川県横浜市青葉区すみよし台15―21―201
債務者　生内　淑子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１４４号
東京都大田区南馬込４丁目49―６―102
債務者　水島　　猛
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４４号
東京都小金井市東町４丁目８番14号睦月荘103
債務者　河原　泰三
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
熊本県球磨郡山江村大字山田甲1661番地
債務者　瀬尾　良一
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第９００号
大阪市中央区道頓堀１丁目東４番13号　道頓堀グローリーハイツ303号、前住所大阪市中央区西心斎橋２丁目14番５―405号
債務者　湯淺　貴久
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０号
静岡県牧之原市坂部2343番地１
債務者　藤田まさ江
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６号
北海道中川郡池田町字西２条６丁目２番地
債務者　石井　雅晃
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係